

非常災害時における対応について

津山市立大崎小学校

1 「津山市教育委員会の指示により休校」となる場合

登校前(午前6時の時点において)

「特別警報」・「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」

「大雪警報」・「暴風雪警報」 の一つでも発令されていた場合

※この場合は、連絡をしませんので、家庭で安全に過ごさせてください。

2 「学校長が判断し対応」する場合

地震、Jアラートの作動等については、地域の非常災害の状況により、学校長が判断して対応します。その際は、スクリレを通じて連絡いたします。

3 「保護者の判断で自宅待機」する場合

上記以外で保護者が危険な天候状態(強風・大雨・洪水・大雪など)と判断された場合は、安全面に配慮して自宅待機をさせていただきます。

その際は、必ず学校に連絡をお願いします。

4 その他注意事項

○上記1の警報が、午前6時から登校前までに解除になっても、その日は休校です。

○上記1の警報が、登校時ではでていないが授業途中で発令されて場合は、授業を短縮にして一斉下校をすることがあります。その際は、教職員がついたり、見守り隊の方をお願いしたりする等の対応をします。スクリレで連絡した場合は、できる限りの協力をお願いいたします。

○津山東中学校区の小中学校は、中学校区内の天候や災害状況によって、津山東中学校区独自に臨時休校をすることもあります。その場合は、スクリレで連絡をします。

○非常災害時に各地区で危険箇所が発生しましたら、学校までご連絡をお願いします。

○休校の場合は自宅学習日になります。自学など家庭学習をしっかりとってください。